

●香川県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年7月12日から同年8月2日まで一般の縦覧に供する。

平成25年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 岡田善通寺線（47号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田西字重光1326番 3地先から 丸亀市綾歌町岡田西字畑田1209番 1地先まで	12.3~12.4	79	平成14年香川県告示第 647号で変更した区域 の一部

- 4 供用開始の期日 平成25年7月12日